

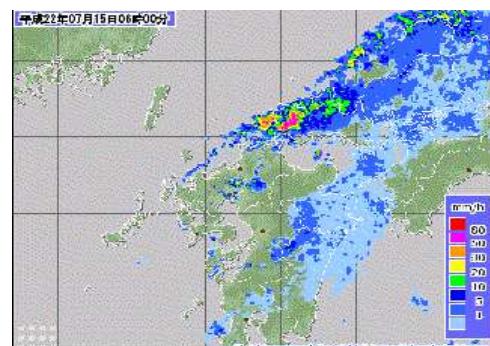
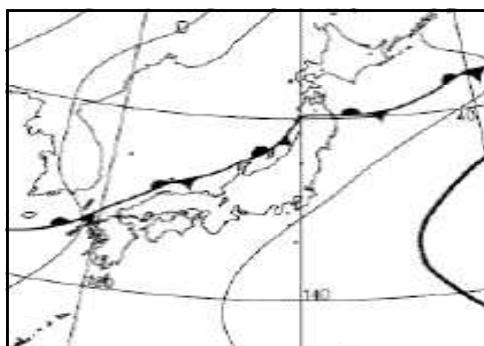
I 災害の状況

1 災害発生時の気象状況

九州北部から山口県にかけて停滞した梅雨前線により、本県は、7月10日から県内全域で大雨が断続的に降り続き、13日から15日にかけて、県内の全市町に対して大雨・洪水警報が発表され、また、14日には、13市2町に対して土砂災害警戒情報が発表されました。

特に、15日の未明から朝にかけて、下関市や美祢市を中心に時間雨量50mm以上の雨が降り、下関市豊田では時間雨量が観測史上2位となる72.0mmを観測しました。

10日から15日までの総雨量は、美祢市東厚保で588.0mm、美祢市秋吉台で584.5mm、下関市豊田では570.0mmとなり、平年の7月の月降水量の1.5倍を超える大雨となりました。



2 災害の概要

7月10日から断続的な大雨となり、15日未明から朝にかけては、県西部を中心に、局地的な集中豪雨に見舞われ、厚狭川や木屋川の氾濫等による多数の家屋の浸水や、道路法面の崩壊等による交通網の寸断、水道施設の被災による大規模な断水など、県民生活に多大な被害を受けました。

特に、甚大な被害が発生した山陽小野田市には、災害救助法の適用と併せ、被災者生活再建支援法を適用し、美祢市には、被災者生活再建支援法を適用しました。



3 河川氾濫による浸水の状況

7月10日からの断続的な大雨に加え、15日の県西部地域、特に、下関市、美祢市を中心に時間雨量が50mmを超す局地的な集中豪雨に見舞われたため、下関市、美祢市、山陽小野田市では、木屋川・厚狭川水系で河川氾濫が発生し、居住地域に大規模な浸水被害が発生しました。



厚狭川の氾濫状況（山陽小野田市厚狭松ヶ瀬）



厚狭川の氾濫状況（山陽小野田市厚狭鴨橋周辺）



桜川の氾濫状況（山陽小野田市山川）



厚狭川の氾濫状況（山陽小野田市厚狭）



厚狭川の氾濫状況（美祢市東厚保）



高山川の氾濫状況（下関市豊田町大字高山）

4 道路の通行規制等の状況

高速道路では、大雨に伴って土砂崩れのおそれがあることなどから、山陽自動車道（下関JCT～小野田ICなど）や中国縦貫自動車道（美祢IC～小月IC）が通行止めとなりました。

また、国管理道路では、国道191号（阿武町木与地区）、国道9号（山口市木戸山地区）が、事前通行規制により全面通行止となりました。

県管理道路では、国道262号（防府市勝坂地区）が事前通行規制により、国道489号（周南市小畠地区）が法面崩壊により全面通行止めになるなど、最大で112箇所において全面通行止や片側交互通行などの通行規制が行われました。



国道489号の被災状況（周南市小畠）



国道316号の被災状況（長門市四ノ瀬）



国道491号の被災状況（下関市菊川町）



県道萩三隅線の被災状況（萩市三見）



県道下関長門線の状況（下関市豊田町）



県道下関美祢線の状況（美祢市西厚保）

5 住家被害の状況

河川氾濫による浸水や土砂崩れ等により、美祢市や周南市で3棟が全壊したのをはじめ、半壊が29棟、一部損壊が13棟、床上浸水が624棟等、県内11市町で1,662棟の住家被害が発生しました。

住宅被害の状況

(平成22年8月31日現在)

区分	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	合計
棟数	3	29	13	624	993	1,662



家屋の浸水状況（山陽小野田市厚狭）



厚狭駅前交差点（山陽小野田市厚狭）

6 避難勧告等の発令と避難状況

梅雨前線の停滞による大雨に伴う河川の氾濫や土砂災害が予想されたことから、3市で4,219世帯、10,493人に対して避難指示、10市で23,692世帯、56,558人に対して避難勧告が発令されました。

これにより、13市の444世帯、1,167人が避難するとともに、7市2町の53世帯、77人が自主避難しました。

発令状況

避難指示	下関市、防府市、山陽小野田市
避難勧告	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、光市、美祢市 周南市、山陽小野田市

7 主な被害状況

各地で被害をもたらした大雨災害について、県が把握した被害状況は、次のとおりです。

(平成22年8月31日現在)

区分	箇所数	被害額(千円)	区分	箇所数	被害額(千円)
農林水産施設等	1,920	5,165,977	商工被害	162	887,460
公共土木施設	755	10,053,155	学校施設・公民館	24	202,991
福祉・医療施設	14	31,329	文化財	4	14,700
水道施設	8	301,350	合計	—	16,691,461
災害廃棄物処理	—	34,499			

(1) 農林水産施設等

農地・農業用施設については、1,781箇所で農地への土砂流入やため池の損壊等が発生し、ハウスや林道なども含めると1,920箇所で被害が発生しました。

また、河川の氾濫等により水稻や大豆、野菜等が冠水し、被害面積は238.1haに上りました。



足河内下ため池決壊状況（下関市豊田町）



大飛田ため池被災状況（下関市豊浦町）

(2) 公共土木施設

県管理の公共土木施設については、河川では厚狭川水系や木屋川水系などにおいて212箇所が、道路では国道489号（周南市小畠地区）など124箇所が被災し、その他の公共土木施設と合わせ364箇所で被害が発生しました。

(3) 学校施設

学校施設については、グランドの法面の崩落やグランドへの浸水など、22校で被害が発生しました。

8 ライフライン等の被害

(1) 交通機関の状況

鉄道では、JR美祢線が、厚狭川に架かる鉄道橋りょうが流失するなど甚大な被害を受け、全線が現在も不通となっています。線路の冠水や雨量規制により、山陽新幹線をはじめ、県内の広い範囲でJR及び錦川鉄道の路線が運転の見合わせや徐行運転を行いました。

また、道路の通行止めに伴い、県内の広い範囲のバス路線の運行が見合わせとなりました。



JR美祢線 第3厚狭川橋りょう流出の状況（美祢市西厚保）



JR美祢線 第7厚狭川橋りょう盛土流出の状況（美祢市大嶺町）

(2) 断水の状況

下関市、美祢市、山陽小野田市、周南市の15,938世帯で断水が発生しました。

特に、山陽小野田市では、鴨庄浄水場の冠水や送水管の破損等により、最大時で9,000世帯が断水しました。



鴨庄浄水場浸水状況
(山陽小野田市鴨庄)



新橋に添架された水道管の破断状況
(山陽小野田市鴨庄)

(3) 停電の状況

土砂崩れによる断線等により、下関市、宇部市、周南市、美祢市の4市で711戸が停電しました。

II 応急対応の状況

1 災害対策本部の設置

7月14日早朝からの局地的で非常に激しい雨により、13市2町に相次いで土砂災害警戒情報が発表されるなど、大規模な災害が発生するおそれがあることから、14日9時30分に山口県災害対策本部を設置しました。

県災害対策本部では、市町や関係機関から被害情報を収集するとともに、14日10時には、県ホームページや県防災情報メール等を通じ、土砂災害、洪水等への厳重な警戒や早めの避難を呼びかける「緊急アピール」による注意喚起を行いました。

また、自衛隊に対する災害派遣要請、広域航空消防応援による消防防災ヘリ、県内広域消防相互応援による派遣要請、警察本部との連携等による緊急初動対応など、被災地での住民の安全確保等にあたりました。

さらに、7月15日10時30分には、下関災害対策地方本部及び宇部災害対策地方本部を設置し、被災市、消防や自衛隊等現地派遣部隊との連絡調整など、被災現地における災害応急対策業務にあたりました。



山口県災害対策本部員会議の様子



記者会見を行う二井知事

2 人命救助の状況

7月15日の明け方、県西部を中心とした非常に激しい雨により、木屋川や厚狭川が氾濫したことから、家屋の浸水に見舞われた多数の被災者を救出するため、地元消防本部や消防団、警察、自衛隊が人命救助にあたりました。

特に、浸水被害が甚大な下関市、美祢市、山陽小野田市においては、地元消防に加え、県警機動隊をはじめ、自衛隊の災害派遣、県内3消防（岩国地区、光地区及び宇部市の各消防本部）の県内広域消防相互応援により救助活動が行われました。



救出救助活動に向かう自衛隊
(山陽小野田市)



消防によるボートを使用した救出救助活動
(山陽小野田市)



警察によるゴムボートを使用した救出救助活動
(山陽小野田市)



泳いで救出に向かう機動隊員（美祢市）

各機関の活動状況

活動機関	活動内容
陸上自衛隊第17普通科連隊 陸上自衛隊第13飛行隊	<ul style="list-style-type: none">・災害発生現場での救出救助活動（山陽小野田市）・ヘリコプターによる偵察活動（山陽小野田市）・給水支援活動（山陽小野田市）
海上自衛隊小月教育航空群	<ul style="list-style-type: none">・災害発生現場での救出救助活動（下関市）・航空機による偵察活動（山陽小野田市）
県内広域消防相互応援による応援隊（岩国地区、光地区及び宇部市の各消防本部）	<ul style="list-style-type: none">・災害発生現場での救出救助活動（山陽小野田市）
広域航空消防応援による消防防災ヘリ（愛媛県）	<ul style="list-style-type: none">・愛媛県消防防災ヘリ「えひめ21」による情報収集活動（山陽小野田市）
山口県警察	<ul style="list-style-type: none">・災害発生現場での救出救助活動（下関市、美祢市、山陽小野田市）・県警ヘリ「あきよし」に県消防防災航空隊員が同乗しての情報収集活動（下関市、美祢市、山陽小野田市）・被災地におけるパトロール強化と避難所訪問による安全相談活動（下関市、美祢市、山陽小野田市等）

3 給水活動及び水道の復旧

大規模な浸水被害が発生した山陽小野田市では、鴨庄浄水場が冠水したことなどから、旧山陽町において最大時で9,000世帯が断水しました。

県は、7月15日、市からの要請により自衛隊に給水支援活動に関する災害派遣要請を行い、山陽小野田市、自衛隊、日本水道協会山口県支部が連携して、15日から19日に断水が解消されるまでの5日間、市内で最大時9箇所において、給水活動が行われました。

また、下関市菊川町では浄水場が冠水したため、2,053世帯が断水し、美祢市では取水ポンプが冠水したため、4,802世帯が断水しました。

下関市では17日、美祢市では18日に断水が解消されました。



自衛隊による給水支援活動(山陽小野田市)



山陽総合事務所での給水支援活動

さらに、山陽小野田市においては、浸水被害にあった家具や調度品などの洗浄に使用する「洗い水」を提供するため、17日、18日に道路散水車や消防車両等による給水活動を実施しました。



「洗い水」の給水活動(山陽小野田市)

4 防疫対策の支援

県内8市において、住民から依頼のあった浸水家屋1,925戸の消毒を行いました。

特に浸水被害の大きかった山陽小野田市及び美祢市に対しては、7月16日から23日にかけて、浸水家屋に対する防疫・消毒支援のため、延べ221名の県職員を派遣し、1,451戸の消毒を実施しました。

また、山陽小野田市では、7月17日から19日にかけて1,900袋（9.5t）の消石灰を配布しました。



消毒活動の状況（山陽小野田市）



消石灰配布の状況（山陽小野田市）

5 救援物資の調達支援

県では、浸水被害が甚大であった山陽小野田市からの要請を受け、浸水家屋の廃棄物の撤去等に必要なゴム手袋、ビニール袋、土のう袋の調達支援を行いました。

6 災害廃棄物の処理

今回の豪雨による災害廃棄物は、県内で約4,000tに達し、とりわけ、山陽小野田市で約3,400t、美祢市で400tを超える大量の被災廃棄物が発生しました。

この被災廃棄物は各市の最終処分場等に搬入され、順次、処分が進められています。



集積された災害廃棄物（山陽小野田市）



集積された災害廃棄物（美祢市）

7 国への緊急要望

7月26日、知事及び県議会議長が上京し、被災地の住民生活の速やかな安定等を図るため、激甚災害法の適用や甚大な被害が発生した厚狭川の再度災害を防止するための河川激甚災害対策特別緊急事業の採択など、国による早急な支援を要請する緊急要望を行いました。

また、このたびの集中豪雨において、広島県庄原市をはじめ、全国各地で土石流や河川氾濫による被害が生じたことから、激甚災害の早期指定などに関して、7月26日及び30日に、中国地方関係県（鳥取県、島根県、広島県、山口県）知事連名による緊急要

望を行いました。

こうした要望活動により、国は、8月25日、「平成22年6月11日から7月19日までの豪雨による災害」を激甚災害として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置として「農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置」等を指定する政令が公布されました。

【緊急要望の内容】

要 望 事 項	要望省庁等
【主要項目】 1 激甚災害法の適用について 2 災害復旧事業の早期採択について 3 災害復旧事業の促進及び応急復旧事業の大幅採択について 4 河川激甚災害対策緊急事業の採択について 5 木屋川河川改修事業の採択について 6 水道施設災害復旧事業の促進について	内閣府 総務省 厚生労働省 農林水産省 林野庁 国土交通省 環境省
【総務省】 1 特別交付税の増額について 2 普通交付税の繰上げ交付について	
【厚生労働省】 水道施設災害復旧事業の促進について	
【農林水産省】 農地・農業用施設災害復旧事業の促進について	
【林野庁】 山地被害の災害復旧事業等の促進について	
【国土交通省】 1 河川激甚災害対策特別緊急事業の採択について 2 木屋川河川改修事業の採択について 3 ダム事業の見直しについて 4 公共土木施設災害復旧事業及び改良復旧事業の促進について	
【環境省】 災害廃棄物処理事業の促進について	

8 JR西日本への要望

JR美祢線については、厚狭川に架かる鉄道橋りょうの流出などにより、全線が不通となっており、県民の生活に甚大な影響が生じています。

このため、県では、一日も早い完全復旧を図るため、JR西日本に対する要望をとりまとめ、副知事が、JR西日本副社長及びJR西日本広島支社長に緊急要望を行いました。

要望内容

- 1 施工環境が厳しく、進入路や作業ヤードの確保、河川工事との調整など、県事業とのタイアップが必要な被災箇所については、直ちに山口県と協働して技術的な検証・検討に着手すること。
- 2 技術的検討等を踏まえ、具体的な工程表を作成した上で、完全復旧の見通しができるだけ早く明らかにするとともに、山口県と進度調整等を行いながら、確実に復旧対策を進めること。

III 被災者に対する支援状況

1 行政による支援

(1) 災害救助法の適用

県は、被害が甚大であった山陽小野田市に対して、7月15日から災害救助法を適用し、飲料水の供給や障害物の除去などの救助を実施しました。

(2) 被災者生活再建支援法の適用

住宅被害が甚大であった山陽小野田市に7月15日から被災者生活再建支援法を適用しました。その後、同法施行令の改正（9月3日施行）により、同制度の適用範囲が拡大されたことに伴い、美祢市に同法を7月15日から適用しました。

また、同法の適用が受けられない市における住宅被害に対しても、国制度と同等の県制度による支援を行うことで、被災者の生活基盤の安定化を図ることとしました。

(3) 被災者救援対策の実施

被災者の生活再建等に向けて、7月19日に県庁及び下関市、山陽小野田市など、県内5箇所に「被災者総合相談窓口」を設置し、県税等の減免措置や県営住宅への入居など生活一般から事業資金の融資に関するものなど、8月6日に相談窓口を廃止するまでの間、合計で126件の様々な相談に対応してきました。

また、被災者に対して、災害見舞金の支給や、災害援護資金や生活福祉資金等の貸付けを行うとともに、被災された中小企業者や農林漁業関係者に対しては、県制度融資による支援を行っています。

2 ボランティアの活動状況

被害が甚大であった美祢市及び山陽小野田市では、災害ボランティアセンターが設置され、被災者のニーズの把握や全国各地から駆け付けたボランティアとのマッチングなど、ボランティア活動の拠点となりました。

美祢市では、7月16日から22日までの間に647人のボランティアが、また、山陽小野田市では、7月17日から30日までの間に2,473人のボランティアが、土砂の撤去や室内の片付け等の活動を行いました。

県からも、7月17日～18日に、消防学校・警察学校の学生等や県職員のボランティア延べ330名を派遣し、浸水家屋からの家具の搬出等の活動を行いました。



作業を行うボランティア（山陽小野田市）



作業を行うボランティア（山陽小野田市）



物資の提供を行うボランティア（山陽小野田市）



県職員ボランティア出発式（県庁）



消防学校学生ボランティア（山陽小野田市）



警察学校学生ボランティア（山陽小野田市）

3 義援金の受入状況

被災者への支援のため、日本赤十字社山口県支部、山口県共同募金会、NHK山口放送局及び山口県は、7月22日から義援金の受付を開始しました。

義援金は、「山口県平成22年7月大雨災害義援金」配分委員会において、被害の状況を踏まえ、本年10月、被災市に対する配分が決定されました。

IV 被害復旧対策の状況

県では、被災された方々が、一日も早く安心した生活に戻ることができるよう、7月28日に開催された臨時県議会において緊急に措置すべき経費として、約77億円の補正予算を計上し、災害の早期復旧及び被災者対策事業等に取り組んでいます。

具体的には、河川については、甚大な浸水被害が生じた厚狭川流域について、再度災害を防止するため、「河川激甚災害対策特別緊急事業」の活用により、大正川排水機場のポンプの増設を前倒しで実施するとともに、河底の掘削や河道拡幅など一連の改修を早期に完了するよう取り組むこととしています。

道路については、7月14日から全面通行止めとなっていた国道489号（周南市小畠地区）の迂回路を整備し、9月6日から通行を開始するなど、被災箇所について、崩土の除去、防護柵の設置等の安全対策を実施し、交通の確保を行いました。

被災した道路や河川などの公共土木施設については、災害復旧事業により早期復旧を図ることとしています。

さらに、農林関係施設については、激甚災害法のいち早い適用が決定されており、被災したため池45箇所について、二次災害防止のための緊急点検等を実施するなど、他の農地、農業用施設等と併せ、今後、災害復旧事業等により本格的な復旧工事を行います。



国道316号（長門市四ノ瀬）



農道災害（下関市）

V 今後の課題等

今回の大雨災害では、人命に係る被害は発生しませんでしたが、本県では、昨年の「7.21豪雨災害」に続き、集中豪雨による大規模災害が2年連続して発生したことを踏まえ、このような災害はいつでも、どこでも起こりうるということを念頭に置き、さらなる防災対策の強化を図っていく必要があります。

特に、今回の災害にあっては、局地的な集中豪雨に伴う大規模な河川氾濫による被害が大きかったところですが、近年、このような局地的な集中豪雨が頻発しており、県内各地で河川の氾濫による被害が発生しています。

県内の主要河川では、河川整備基本方針・河川整備計画に基づいて改修事業を推進していますが、こうした豪雨にも対応した治水対策の構築が必要です。

このため、県では、河川やダム、気象、防災等に関する学識経験者による「局地的な集中豪雨に対応した治水対策検討委員会」を設置し、局地的な集中豪雨に対応した治水対策における河川整備、ダム管理や河川管理の課題を明確にし、今後の対応策の検討を行うこととしています。

また、住民を災害から守るためにには、災害情報等の的確な伝達による早期の避難が何よりも重要であることから、特に昨年の豪雨災害を踏まえて、避難勧告等発令・伝達マニュアルや災害時要援護者支援マニュアルの策定、避難情報等の住民への伝達手段の確保、各種ハザードマップの整備、自主防災組織の育成等について、市町に求めてきたところですが、今回の災害を受けて、マニュアル等の再点検や、ハザードマップの整備、自主防災組織の育成等について、引き続き促進を図っていきます。

今後とも、県や市町をはじめ、全ての防災関係機関等が共通認識の上で、防災体制の整備を図り、県民の安心・安全基盤を強化していくこととしています。